第 6 章　退職給付会計の変遷と現状

1 節　はじめに

退職給付会計は、広くは従業員給付会計といえる。従業員給付とは、企業が従業員の提供する労働サービスの対価として支払う報酬、つまり給与や賞与、福利厚生、そして本章で取り上げる退職一時金や年金などがこれに含まれる。

企業会計におけるわが国の退職給付会計は、1998 年 6 月に公表された「退職給付に係る会計基準」の公表にはじまる。それ以前には、給与や賞与などの支出額が明確にわかるものしか会計の対象とされていなかった。その背景には戦後の高度経済成長による従業員の採用拡大、それに伴う賃金水準の上昇により退職金も計画的な積み立てが行われ法整備（法人税法）進んだ。その後の安定した日本経済の成長の下、退職金制度は安定していたが、1990 年代のバブル期崩壊後、多くの企業年金の財政が悪化し、退職金支給額が十分に担保されていない状況が明らかになった。

企業会計における退職給付会計の重要な課題として、以下の 3 つが挙げられる。1 つ目は、企業の将来支払うべき退職金や企業年金が、巨額の積立不足がある。確定給付型の企業年金では、積み立て資産の運用利回りの低下や資産の含み損などにより、将来支払うべき年金給付に対して、巨額の積み立て不足がある企業は少なくない。このような状況から、企業年金の財政状況の情報公開の必要性が高まった。

2 つ目は従業員給付の会計基準に関する世界的な潮流の影響である。米国では、財務会計審議会（Financial Accounting Standards Boards、以下、FASB とする。）が 1985 年に、米国財務報告基準第 87 号「事業主の年金会計」（Statement of Financial Accounting Standard No.87, Employers' Accounting for Pensions, 以下 SFAS 第 87 号とする。）を公表し、それまで貸借対照表上に表わされていなかった退職給付債務が貸借対照表上で開示されるようになった。また、1998 年には国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee、以下、IASC とする。）により国際会計基準第 19 号「従業員給付」（International Accounting Standard 19、Employee Benefit、以下 IAS 第 19 号とする。）が公表され、企業年金、退職一時金などを含む従業員給付の包括的な基準が策定された。資本市場のグローバル化が進展する中で、財務諸表の比較可能性や信頼性の観点から、わが国でも会計基準の世界的潮流を意識せざるを得ない状況であり、国際的な会計基準との調和のため、従業員給付に関する会計基準が整備されていると考えられる。

3 つ目に、雇用形態の変化に伴い、企業による従業員給付全般の改革が進展してきている点を指摘できる。これまでの従業員給付は、終身雇用や年功序列などの要素が重視されていたが、近年、日本でも雇用体系や給与制度が大きく変化した影響もあり、従来の終身雇用、年功序列を前提とした企業年金制度そのものでは対応できなくなりつつある。また、ベン

チャー企業の隆盛の伴うストック・オプションなどの活用も増えつつある。このような企業年金やストック・オプションなど従業員給付に関する活用方法が変わる中で、会計基準や法制度もそれらに対応した内容へと移行する必要性が高まっている。

このような流れから、わが国では従業員給付に関わる会計基準や法制度が次のように整備されてきた。1998 年 6 月公表の「退職給付に係る会計基準」では、企業が将来、従業員に支払わなければならない退職給付債務を貸借対照表上に計上することが求められた。2001 年には「確定給付企業年金法」「確定拠出年金法」が成立し、多様な企業年金制度の選択が可能となる制度が構築され、2002 年 1 月には企業会計基準適応指針 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」が公表された。

このような流れから従業員給付会計の中でも退職給付会計の導入は、多くの日本企業に巨額の積立不足[1]とそれに伴う特別損失の計上をせねばならないという重大な影響を与えた。2001 年 3 月期決算における主要上場企業の積立不足は、連結ベースで 9 兆 7、800 億円に及ぶといわれ、その半分は 2001 年 3 学期の特別損失として計上された。退職給付会計の導入に伴い、2001 年 3 月期決算企業の連結税引前利益は 35% 低下しているという[2]。また、特別損失として処理されていない残額は、積立不足としてそのまま残ることから、次年度以降の利益を圧迫する可能性がある。このような企業には多くの従業員を抱える歴史の長い企業にその傾向が強かった。積立不足解消のため、企業は、キャッシュバランス・プラン[3]を採用し、積立不足が発生しにくいプランの採用を優先させている企業が増えた。また、退職給付制度自体の改革を図る企業も多く、退職一時金に確定拠出型の制度を導入したり、確定給付型部分にはキャッシュバランス・プランを導入するなどの対応をしている。また、2000 年には年金制度にポイント制を導入し、資格等に賞与査定を反映させ、成果や貢献度に応じた企業年金支払額の決定を進めている。すなわち、積立不足の解消のみでは退職給付会計の本質的な問題は解消されないことに気づいた多くの企業は、企業年金そのものを再構築するとともに、従業員の生産性を増大させるためのシナリオを描き始めたと解釈することもできる。

このような経緯から、1998 年に公表された「退職給付に係る会計基準」の導入は、わが国の退職給付会計に 3 つの改革をもたらした。1 つ目は会計処理方法の大幅な変更として、

1　ここでいう積立不足とは、会計基準変更時差異をさす。会計基準変更時差異とは、従来の会計処理方法で計上されていた負債額と新しい処理方法に変更した場合に生ずる負債額との差額のこと。新基準では 15 年以内での均等償却が認められている。詳細は後述する。

2『日本経済新聞』2001 年 7 月 18 日。主要上場企業とは、銀行、証券、保険、その他金融の業種分類に含まれている会社とその連結対象子会社を除く。

3　社員 1 人ひとりが仮想の個人口座を持ち、そこの拠出額（拠出クレジット）と利息額（利息クレジット）を積み上げる制度。確定給付型に分類されるが、年金資産の運用利回りに、国債の利回りなどの変動利率を用いることができるため、実際の運用利回りが予定利回りを大幅に下回ることにより多額の積立不足が生じることを回避できる。

基金への拠出額を算定し母体企業の費用とする現金主義会計[4]から、従業員の労働対価を年金費用として計上する発生主義会計[5]へと移行したこと。2つ目は現時点から退職給付見込時点までの給与を合理的に見積り、それをベースに当期までに発生した退職給付見込額を、将来従業員に支払うべき債務とすること。そして3つ目は、そうした債務の対価となる年金資産を期末に時価評価で算出することである。これらの会計基準が企業にどのような影響を及ぼし、企業はどのように対応していったのか退職給付会計の変遷と現状を追う。

2節　わが国における退職給付会計の変遷

わが国における退職給付会計基準「退職給付に係る会計基準」は1998年に企業会計審議会より公表され2000年4月から導入された。では、それ以前にはそのような会計処理が行われていたのであろうか。会計基準が公表されるまでは、退職給付制度によって会計処理が異なっていた。

当時の退職給付制度には退職一時金と企業年金制度（適格退職年金、厚生年金基金等）があったが、退職一時金制度は通常、当年度末の自己都合要支給額（当期年度末時点での従業員が自己都合で全員自己都合退職したときに発生する退職金額）の一定割合を退職給与引当金として貸借対照表に計上し、退職給付引当金の増加（減少）額を損益計算書に計上していた。これは、従業員が提供した労働に対して退職金を支給するということで、退職金支払い時に一括して費用処理するのではなく、従業員の在職中の各期間に費用として認識することが期間損益を適切に表していることから、このような会計処理となっていた。

退職給与引当金の設定方法にはいくつかあるが、最も多く用いられていた方法が、先に述べた当年度末の自己都合要支給額の一定割合をするものである。この一定割合が多ければ多いほど望ましく、100%で計上している企業があったが、退職給与引当金は自己都合要支給額の40%を損金算入できる限度となっていたことから、多くの企業が40%で計上していた。（尚、現在、当該退職給与引当金制度は廃止されており、退職給付引当金に名称が変わっている。）

一方、企業年金制度に関しては、当年度に支払った掛金額を当年度の費用として損益計算書に計上するだけで、貸借対照表には何も計上しなかった。せいぜい、過去勤務債務の現在額を注記に記載するだけである。これは「現金主義」の考え方であり、負債はまったく計上されなかった。

---

[4] 現金主義会計とは、現金収入があった時に収益を認識し、現金支出があった時に費用を認識する方法。信用取引（掛取引）がまったく行われず、また事業用の固定資産がほとんど存在しない限り、比較的妥当な損益計算が行われることになる。しかしこの方法では、期間損益が当該期間の経営成績に反映していないものになる。

[5] 発生主義会計とは、「企業に属する財貨・役務の経済的価値の増加減少の事実を対象として、収益および費用について認識し計上する基準（発生主義）に基づいて、当期の収益及び費用を確定して損益を求める損益計算方式をいう。」（興津裕康、大矢知浩司監修『新版現代会計用語辞典』より一部抜粋。）

このように、同じ退職給付制度にもかかわらず会計処理が異なっていたことが問題だったのであるが、さらに下図のような問題もあった。

退職一時金制度	企業年金制度
● 勤務年数が短く、退職金の受給権を持たない従業員の退職給付に関する債務は認識できない。 ● 死亡ないし定年（あるいは会社都合）の場合の退職給付に関する債務は一部しか認識できない。 ● 貸借対照表に計上する退職給付引当金は、企業によって自己都合要支給額に乗じる一定割合が異なり、企業間の退職給付に関する債務状況の比較が行えない。	● 企業年金制度は過去、5.5%など高い予定利率が適用され、それらは高い運用実績があがることを前提としていた。 ● そのため、実際の年金資金運用が予定通り運用できないと利差損が発生し、過去勤務債務の発生により、新たな掛金の追加拠出が必要になるが、その実態が会計処理に反映しにくかった。

そこで、退職給付会計には、まず退職一時金制度と企業年金制度の会計処理を一本化して明確化されることが求められ、諸問題を解決できるように見直しを整備が行われた。さらに、退職給付会計基準導入の背景とその影響をみるが、その前に退職給付会計基準が導入されるまでの経緯として外すことのできない世界的な会計基準統合化の動向について追いたい。

国際的な会計基準統合は1973年に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee、以下IASCとする。）が創設されたことに始まる[6]。主な活動目的は、財務諸表作成に関する基準の設定・公表とその国際的承認の促進、および会計基準、財務諸表開示手続きに関する国際的調和の促進であった。IASCから公表される会計基準が国際会計基準（International Accounting Standards、以下、IASとする。）であり、1975年にIAS第1号「会計方針の開示」（Disclosure of Accounting Policies）の公表から2000年に公表されたIAS第41号「農業」（Agriculture）まで41の基準を公表した。IASは比較的緩やかな国際的調和化（harmonization）が特徴であったが､1986年に証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions、以下IOCSOとする。）[7]が創設され、このIOSCOが1987年にIASC諮問グループに参加し、1988年にはIASCの活用支持を表明したことにより、コア・スタンダード[8]（中核となる会計基準）設定を合意し、1999年までにコア・スタンダードが完成した場合にIASCOがIASを「国際的な公募・上場を行う企業の会計基準

[6] 当初は、日本、アメリカ、イギリス、アイルランド、オランダ、西ドイツ、フランス、メキシコ、カナダ、オーストラリアの職業会計士団体がメンバーであった。

[7] IOSCOとは、世界の国・地域ベースでの証券監督当局や証券取引所がメンバーとなっている国際的な機関。活動目的は、①公正・効率的でかつ健全な証券市場維持のための、高い水準の規則促進を目的とした協力、②各国証券市場に関する情報交換、③国際的な証券取引に関する基準の確立、および効果的監視システム構築、④基準の厳格な適用および違反行為に対する効果的な執行を通じた市場の健全性確保、等。わが国からは、金融庁が普通会員として、証券取引監視委員会・経済産業省・農林水産省が準会員として、東京証券取引所・大阪証券取引所・日本証券業協会が協力会員として参加している。

として」承認することに同意した。1998年にコア・スタンダードは完成し、2000年にIASはIOSCOにより承認を受けIASCおよびIASへの注目度が向上した。1993年にIASCとIOCSOという国際的なパブリック・セクターによる後ろ盾を受け、IASの社会的承認、権威性が向上した。2000年にはIASCが改組され、2001年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下IASBとする）[9]が設立された。改組に伴いIASBの公表する会計基準名が国際財務報告基準（International Financial Accounting Standards、以下IFRSとする。）[10]となった。改組の目的は、IASを世界標準としての会計基準化へと押し上げること、構成メンバーを職業専門会計士団体から会計基準設定主体へと変更すること、経済面での独立性の確保、専門性、透明性の向上（会計基準作成過程の情報開示）であった。IASBは各国の審議委員で構成され、世界標準の会計基準の公表と普及活動に現在も邁進している。IFRSの対象は連結財務諸表であり、グローバルに活動する企業にとっては資金面において、低コスト資金調達が可能になり、差異調整の軽減化、外国市場への進出の多様化が図れIFRSへ変更する有用性がある。投資面では、財務諸表の企業間比較可能性のレベル向上による投資リスクの軽減が見込まれ、監査側では監査手法の統一化による監査リスクの低減、そして規制当局側ではモニタリング機能の向上が見込まれるのである。このようにIFRSは、投資家の意思決定に有用な世界的に承認され遵守される会計基準を設定することを目的としたものである。かつてIASCが公表したIASも徐々にIFRSに置き換えられている。2002年には、世界的に影響力の高いIASBとFASBが2008年を目標にコンバージェンスに合意したこと（ノーウォーク合意）と2005年にEUが域内上場企業の連結財務諸表にIFRS適用を義務付けしたことから、各国では自国の会計基準とIFRSのコンバージェンス（convergence：収斂）すること、またはIFRSをそのまま受け入れるアダプション（adoption）が急速に進んだ。わが国はIFRSの一部を自国基準へ落とし込む方法（エンドースメント：endorsement）を採用している。わが国では国内の上場企業において2010年3月決算より任意適用が認められている。

わが国ではIASCからIASBへの組織変更に対応するため、2001年8月に企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan）が発足した。これがわが国初の民間の会計基準設定主体であり、会計基準の内容や組織構成の面で日本は世界標準に近づいたといえる。したがって、退職給付会計基準も企業会計基準委員会より公表されている。しかしながら、

---

[8] コア・スタンダードとは、国際的な証券市場上場を行う等の企業が適用する会計基準として、必要な構成を有し、かつ完成したものであると認められる一連の会計基準（40項目指定）

[9] IASBは加盟国の会計基準設定主体がメンバーであり、主たる活動目的は①公共の利益のために、単一・高品質・理解可能・適用可能なグローバル・スタンダードとしての会計基準の開発、②当該会計基準の適用の促進、③各国の会計基準とのコンバージェンスを通じた、当該課題の解決、である。

[10] IFRSは、①従来のIASCが公表した解釈指針、②旧解釈指針委員会が公表した解釈指針 (Standing Interpretations Committee; SIC), ③IASBが公表するIFRS, ④国際財務報告解釈指針 (International Financial Reporting Interpretations Committee; IFRIC) の4つから構成される。

かつてアメリカでは、日本の会計基準で作成した 1999 年 3 月以降の有価証券報告書（英訳）の監査報告書に「レジェンド（legend clause: 警句)」を付すというレジェンド問題があった。アメリカの 5 大会計監査法人（当時）による警句（legend clause)、すなわち「この財務諸表は日本の会計基準で作成されており、また監査も日本の監査基準で行われている」なる文言が付された。この但し書きは強制され、当時のわが国の経済状況、特に金融系の大手企業の破綻・廃業をきっかけとして、日本の財務諸表に対する信頼性が揺らいだという背景がある問題である。現在は日本の会計基準の国際的統合化の進展により、レジェンドの付記は 2004 年 3 月に解除されている。

このように、日本の会計基準は海外の投資家からその不透明性が指摘され、結果的に「不良債権隠し」や「損失飛ばし」などの温床になったといわれたため、大きな改革が進められた。例えば、連結決算対象範囲の見直し、キャッシュ・フロー計算書の作成、税効果会計、退職給付会計、金融商品の時価会計などが導入され、2006 年にはさらに減損会計が導入された。会計基準は企業の経済活動の成果を計る物差しであり、その基準に基づいて作成された財務諸表によって企業は評価されることになる。従って、会計基準の変更自体は企業行動に影響を与えようとして行われるわけではなくても、結果的には企業行動に影響を与える可能性がある。退職給付会計や金融商品の時価会計などはその典型といえる。わが国における IFRS の強制適用は早ければ 2015 年 3 月期から開始される見込みといわれていたが、2011 年 6 月に当時の金融担当大臣から「少なくとも 2015 年 3 月期の強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合はその決定から 5 ～ 7 年程度の十分な準備期間の設定を行う」という発言があった。2018 年 2 月現在、上場企業のうち IFRS 適用済および適用決定会社は 162 社 [11] でありその数は増加傾向にある。

新たな会計基準の導入は基本的に投資家への情報開示の充実を目的として行われるものであり、投資家にとっては好ましい変化と言える。ただ、実態を反映させる会計基準は企業経営に影響を与える。例えば、時価会計の場合、デフレ局面では時価は取得価格を下回っている場合が多く、その分、損失が発生する可能性があるからである。

2000 年 4 月から導入された退職給付会計の大きな特徴は「発生主義」と「時価会計」の 2 点にある。従来の会計基準では年金制度に拠出した掛金を会計上の費用として計上していた。年金の掛金と会計上の費用、つまり現金の流出と会計上の費用が一致する「現金主義」の会計であったわけである。これに対し、退職給付会計では退職給付（年金や退職金）を給与の後払いと位置づけ、当期の勤務で発生した将来の給付義務（現在価値）を当期の費用として認識すると考えている。年金制度への掛金は将来の給付のために必要な積立額として算出されたものであり、両者は必ずしも一致するわけではない。

退職給付会計の場合、資産だけではなく負債も時価評価するのが大きな特色である。退職

---

[11] 日本取引所グループ「IFRS 適用済・適用決定会社一覧」http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html

給付債務は実勢の金利水準を基準にした割引率で評価する。退職給付会計が企業に大きな影響を与えている大きな理由にはこの時価評価であると考えられている。年金財政でも負債（将来の給付）を割り引いて現在価値に評価し直す（現価に割り戻す）考え方があるが、その利率が例えば5.5％と定められていたりすると、必ずしも実勢の金利水準に近い水準で評価されたことにならない。結果的に実勢利率で評価するよりも債務を過小評価していたことになる。一方、掛金による積み立てはその過小評価されていた債務を目標に行われていた。ところが、退職給付会計の導入により実勢利率で負債を評価することになったために、年金財政との乖離が一気に表面化することになった。これが退職給付会計導入に伴い、企業にとって大きな負担となった会計基準変更時差異である。

会計基準変更時差異の会計処理

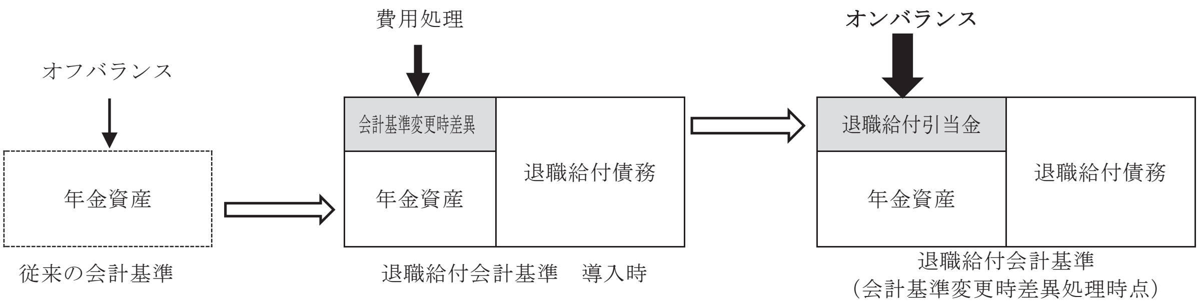

（出典）『DC プランナー教本 2017 年度版第 1 分冊』、150 頁より引用、加筆、修正。

＊会計基準変更時差異は、導入当初は 15 年以内に費用として処理すること（償却）が求められた。例えば 15 年で処理する場合は、1/15 が当初の費用となり、残額は会計基準変更時差異の未処理額となる。この場合は導入時点ですべて処理した場合を想定しており、退職給付債務と年金資産の積立不足（退職給付引当金）となる。

さらに退職一時金についても以前は、退職給付引当金（旧制度の引当金）で準備していたものを実勢利率で評価された退職給付債務で評価することにより、会計基準変更時差異が発生することになった。

退職給付債務はそれまでの従業員の勤務によって発生した給付額であるから、退職給付会計において費用として処理しなければならない。ただ、今まで費用として処理してきたのは、積み立てられてきた年金資産（掛金の累計額）が退職給付引当金であるから、その差額は退職給付会計基準導入以前にすでに発生していた費用となる。つまり、これまで負担すべき費用を負担していなかったものとして、その差額が取り扱われたのである。退職給付会計ではこの差額を会計基準変更時差異として 15 年以内に処理することが求められた。企業にとってはこの会計基準変更時差異をどのように処理するかが最初の課題となった。導入時の初年度において全額費用処理した企業も少なくない（参考資料参照）。しかし、それだけでは問題は解決しないのである。なぜならば、将来的にも負担すべき費用を負担しないと積立不足が発生するからである。これは恒常的に収益を圧迫する要素となる可能性があるので、どのように対応するかが企業に求められる。また費用処理を実施しても、実際の財産の積立

てが同様に行われているわけではない。すなわち、会計上は会計基準変更時差異の費用処理を年金積立（掛金の拠出）が別々の処理であることを意味する。会計上は年金資産を支払済みの金額としてとらえ、退職給付債務と年金資産との差額を退職給付引当金、つまり未払い部分として貸借対照表に計上する。会計基準変更時差異の費用処理とは、未払い部分を貸借対照表に計上するための会計処理であり、掛金の積み立てを意味しているわけではない。

さらに、退職給付会計導入後も年金の掛金は従来通りの方法で計算され、引き続き発生した退職給付費用が年金の掛金を上回っていれば、それも退職給付引当金に繰り入れられていく。損益計算書において発生した費用を負担し、貸借対照表ではそれに対する支払い状態を表示しているだけで、積立不足の増加に対する積み立てを意味しているわけではない。一方で企業会計上の積立不足、つまり退職給付引当金が増加すれば財務内容が悪化するのは明白である。放置すれば株価や格付けにも影響を与える可能性があるとすれば放置しておくわけにもいかない。

こうした退職給付会計において債務として認識されるものには、確定給付型の企業年金制度（厚生年金、確定給付企業年金）および退職一時金制度がある。確定給付企業年金制度や退職一時金制度は退職一時金、退職年金の支払いが猶予されてしまうため、支払いが完了するまでのリスクを企業の損益や財政状態に織り込もうとしているわけである。これに対し、確定拠出年金制度は発生する企業の給付義務をその時点で支払うことによって清算する。したがって、掛金拠出額を会計上の費用と認識すればよく、負債は計上されない。つまり、退職給付債務を計上しなくてもよいということになる。したがって、あらかじめ定められた掛金を支払えば、以後の追加負担が発生しないという確定拠出年金の導入ニーズが高まる要因となったと考えられる。また、IFRS については現時点では確定していないことが多い状況ではあるが、IFRS のエンドースメントは継続的に検討が進められており、わが国の会計基準に影響を及ぼすことは必至である。退職給付会計においてもわが国における最新の基準は 2016 年 12 月 16 日に企業会計基準委員会より公表された企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」であるが、積立不足が発生した場合には当該金額を貸借対照表に計上しなければならず、純資産の目減りにより格付け等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。これは 2011 年に IFRS が「貸借対照表即時認識」の公表が影響しており、IFRS は次段階の改正に向け長期的な取り組みが今後もなされていることを鑑みれば、IFRS の動向を追う必然性が否めない。

3節　米国における退職給付会計とIFRSの退職給付会計

米国においては、1948年の会計研究公報（Accounting Research Bulletin, 以下ARBとする。）第36号「年金プラン―過去勤務に基づく年金費用会計」が、「一般に認められた会計原則」に公表されたことが、企業年金のはじまりである。ARBとはアメリカ公認会計士協会（American Institute of Accountants, 以下AIAする。）の会計手続委員会が公表していたもので、会計手続委員会はARB第36号に続き、1953年に第43号「会計研究公報の再表明と訂正」を、1956年にARB第47号「年金プランの費用会計」を公表した。これらのARBでは、従来様々であった過去勤務費用の会計処理について、現在および将来の期間にわたって費用処理するべきものとし、加えてARB第47号では、年金費用として実際に拠出した額ではなく保険数理計算に基づいて算出される額を用いることを奨励していた。

AIAは、1957年にアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants, 以下AICPAとする。）と名称変更し、会計原則審議会（Accounting Principled Board, 以下APBとする。）を設置した。APBは1966年にAPB意見書第8号「年金プランの費用会計」を公表し、同号はその後20年間にわたってアメリカの年金会計基準の役割を果たした。APB意見書第8号は現在の年金会計につながる原則をもつ重要な基準だったが、その後に公表されたSFAS第87号と比較すると幅広い会計処理の選択を認めていたことが大きな特徴であった。APB第8号の概要は以下の通りである。

- 年金費用は発生主義に基づいて決定され、積立目的の掛金とは明確に分離された。年金費用を掛金の差額は前払または未払年金費用として貸借対照表に計上される。
- 年金費用を算定するために保険数理的評価方法を使用することとされた。具体的には単位積増費方式、加入年齢方式など5方式が挙げられており、発生給付評価方式と予測給付方式のいずれの使用も認められていた。
- 年金費用は一定の最小限度と最大限度の間で計上することとされていた。最小限度とは具体的には正常費用[12]、未積立の過去勤務費用の利息相当額および一定条件を満たす需給権確定給付の合計額である。また最高限度額とは正常費用、過去勤務費用の10％（完全に償却されるまで）、制度改定による過去勤務費用の総減額の10％（完全に償却されるまで）および過年度の未積立年金費用または前払年金費用の利子相当額の合計額とされていた。このような最小限度と最大限度の関係から過去勤務費用については一定の幅の間で費用計上することが可能となっていた。
- 保険数理的損益は年金費用の長期的性質を反映した一貫した方法により遅延認識することとされていた。
- 年金制度の概要、年金の会計処理や基金への拠出についての方針、年金費用の計上

[12] 正常費用とは、年金制度導入後または特定の評価日までに保険数理的評価方法により割り当てられた年次費用とされている（APB8，Glossary）

額、保険数理的評価方法などの会計方針の変更した場合にはその変更、保険数理上の仮定の変更などの開示が求められていた。

このように、APB 意見書第 8 号では、幅広い会計処理の選択が認められていたため、企業間または年度間での比較が困難であるという批判がなされるようになった。また APB 意見書第 8 号のもとでは重要性のある年金に係る債務や資産が財務諸表に認識されていないという非難も生じた。

一方、1966 年以降、年金制度の数が増加し、また制度の資産・債務額が増大するにつれて、年金制度に関する情報の重要性が高まってきた。また 1970 年代に入ってインフレや企業倒産、年金制度の運用の失敗などにより、企業年金の問題点が表面化し、受給者の権利を保護する社会的要請も生じた。その結果、1974 年にエリサ法（Employee Retirement Income Security Act, ERISA）と呼ばれる従業員退職所得保障法が制定され、受給権の保護が図られた。エリサ法が年金債務の債務性を明らかにし、また年金制度の時価評価に基づく報告義務を課したことにより、年金制度の置かれている状況は APB 意見書第 8 号設定時とは大きく変化することとなった。

APB にかわる会計基準設定機関として 1973 年に設立された FASB は、このような状況を背景として APB 意見書第 8 号の見直しを目的とする年金会計の検討を開始した。その後、FASB は 1980 年に SFAS 第 35 号「給付建年金制度の会計と報告」（Accounting and Reporting be Defined Benefit Pension Plans (amended), 以下 SFAS 第 35 号とする。）、SFAS 第 36 号「年金費用の開示—APB 意見書第 8 号の修正」（Disclosure of Pension Information (superseded), 以下 SFAS 第 36 号とする。）を公表した。

この SFAS 第 35 号は事業主の会計基準ではなく、年金制度（基金）自体が会計報告を行うための基準である。エリサ法に基づいて報告される年金制度の財務諸表が制度の会計監査人から無限定適正意見を得るためには、SFAS 第 35 号の規定に従っている必要がある。SFAS 第 35 号では年金制度の財務諸表の目的は、給付を行う経済的能力の評価のために財務諸表の脚注のなかで、年金給付に利用可能な純資産の期末現在における額およびその期中の変動、累計年金給付の保険数理的現在価値[13]、制度の変更や仮定の変更など保険数理的現在価値の変化に影響を及ぼす要素について、情報を開示することが要求されている。

SFAS 第 36 号は APB 意見書第 8 号の開示面を置き換えるものであり、APB 意見書第 8 号で要求される開示項目に加え、SFAS 第 35 号にしたがって算定される受給権確定・未確定それぞれの累計年金給付の保険数理的現在価値（受給権確定・未確定それぞれの年金債務）、年金給付に利用可能な純資産（制度資産）、保険数理的現在価値の決定に使用された仮定収益率（割引率）および測定日などを開示することが要求されていた。

[13] 現在の給与水準に基づくものであり、発生給付評価方式（単位積増方式）を適用して測定した年金債務にほぼ対応しるものを考えられる（堤一浩『現代年金会計論』116 頁参照）。

FASB は SFAS 第 36 号公表後も引き続き年金会計の検討を重ね、1985 年に年金会計全般にかかわる SFAS 第 87 号と年金制度の清算・縮小にかかわる SFAS 第 88 号「給付建年金制度の清算と縮小および解雇給付に係る事業主の会計」（Employers' Accounting for Settlements Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and Termination Benefits (ameneded)）を公表した。これら 2 つの基準書は、米国において現に効力を有している年金会計基準であり、この 2 つの基準書の発効によりそれ以前の APB 意見書第 8 号および SFAS 第 36 号は失効した。

SFAS 第 87 号が定める企業年金の会計処理および開示は、現在では国際的にも一般化しつつあるが、発生給付評価方式への統一、制度資産の時価評価、市場利回りによる割引など、当時としては革新的な内容であった。SFAS 第 87 号は IAS をはじめ、その後の各国の年金会計基準に大きな影響を与えたという意味で、現在でも年金会計のグローバル・スタンダードとも呼ぶべき重要な基準と言える [14]。

FASB は 1998 年に SFAS 第 132 号「年金およびその他退職後給付に関する事業主の開示（FASB 基準書第 87 号、第 88 号、および第 106 号の修正）」（Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits—an amendment of FASB Statements No. 87、88、and 106、以下 SFAS 第 132 号とする。）を 2003 年には SFAS 第 132 号改訂版を公表した。これらは財務諸表への開示に焦点をあてた会計基準であった。現在は、2006 年 9 月 29 日に公表された SFAS 第 158 号「雇用主の確定給付年金およびその他の退職後給付の会計—SFAS 87、88、106 及び 132(R) の改訂」（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans - an amendment of FASB Statements No. 87、88、106、and 132(R)、以下 SFAS 第 158 号とする。) が最新の基準である。これは、2005 年から 2 段階で進められている FASB による年金会計基準見直しプロジェクトの第 1 フェーズの見直しの成果物である。尚、現段階では第 2 段階の見直しのスケジュールは示されていない。貸借対照表の計上方法が、従来の SFAS87 では、累積給付債務（ABO）が年金資産を上回る場合に、その差額を貸借対照表へ計上するよう規定されていたが、SFAS 第 158 号により予測給付債務（PBO）と年金資産の差額を全額貸借対照表に計上することが決定された。SFAS 第 158 号では債務および費用の測定方法についての変更は行われていない。数理計算上の差異は、コリドールール [15] に基づき費用処理の要否を判定のうえ、一定年数による遅延認識で費用処理される。

一方で前述したように、世界の多くの国々で IASB が定める IFRS による財務諸表が作成されている。IAS における退職給付会計は IAS 第 19 号「従業員給付」（International

---

[14] 以下は SFAS 第 87 号および第 88 号をまとめたものである。①年金債務としての PBO の採用、②保険数理的評価方法の給付／勤務年数方式への統一、③市場利回りを反映する割引率の使用、④制度資産の評価、⑤回廊アプローチによる保険数理的損益の遅延認識、⑥残存勤務年数による過去勤務費用の遅延認識、⑦相殺による年金負債（資産）の認識、⑧ ABO に基づく追加最小負債の認識、⑨純額による年金費用（期間純年金費用）の報告、⑩年金制度の清算・縮小の会計処理と開示、⑪詳細な開示、⑫年金制度による取り扱いの違い

[15] コリドー部分（＝ PBO または年金資産のいずれか大きいほうの 10%）は費用処理の対象外

Accounting Standard 19 Employee Benefits、以下 IAS 第 19 号とする。）および IFRIC 第 14 号─確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」（IFRIC Interpretation 14 IAS 19─The Limit on a Defined Benefit Asset、Minimum Funding Requirements and their Interaction、以下 IFRIC 第 14 号とする。）の中に退職後給付制度の会計処理がある。IAS 第 19 号で使用される退職給付制度には、年金や退職一時金のようないわゆる退職給付制度と、退職後生命保険や退職慰労保険などのその他の退職後給付制度が含まれる。このため、IFRS では、いわゆる退職後給付制度のみを対象としている日本基準とは異なり、より幅広い制度を対象とするため「退職後給付制度」という用語を使用している。この退職後給付制度の会計処理には給付の携帯に基づくものと年金資産の積立の形態に基づくものに分類される。

確定拠出制度（IAS 第 19 号 8 項）とは、企業が拠出することに同意した一定の掛け金を別個の事業体（基金）に支払い、企業が追加的に掛金を支払うべき法的債務または推定的債務を有しない制度をいう。確定拠出制度では、たとえ基金が従業員の当期および過去の期間の勤務に関連する従業員に対するすべての給付を支払うために十分な資産を保有していない場合であっても、企業が追加的な債務を負うことはない。

確定給付制度（IAS 第 19 号 8 項）とは、上記で定義した確定拠出制度以外の退職後給付制度をいう。つまり、確定拠出制度の定義を満たさなければ、当該制度は確定給付制度として取り扱うことになる。しかし、確定拠出制度および確定給付制度の 2 つの特徴をもつ中間型の企業年金基金制度（例えば集団型確定拠出制度）の導入が検討されるなど、様々な形態の制度がみられる現在では、このような消去法による分類の考え方が、制度の経済的実態を踏まえた適切な会計処理を導くものにならない可能性がある。このような観点から、新たな形態の制度を踏まえた退職後給付制度の構築の必要性が問われている。

IAS 第 19 号における分類

分類	①確定拠出制度	②確定給付制度
定義	企業が一定の掛け金を別個の事業体（基金）に支払い、企業が追加的に掛金を支払うべき法的債務または推定的債務を有しないもの。	①以外の退職後給付制度
会計処理	従業員が勤務を提供した期間に、企業が支払うべき掛金の金額を費用として認識。	債務・費用の測定に数理計算を利用。原則として退職給付制度債務（現在価値）から制度資産（公正価値）を控除し、確定給付負債（資産）を算定。
計算の複雑さ	複雑ではない	複雑
年金数理計算の要否	不要	必要
割引計算の要否	不要（但し、従業員が勤務を提供した年次報告期間の末日後12ヶ月より後に決済されると予測される場合は必要となる）	必要

（出典）PcW あらた有限責任監査法人編『退職給付会計の実務マニュアル』285 頁より抜粋。

4 節　わが国における退職給付会計の現状

退職給付会計とは、退職給付に係る負担を「退職給付引当金」として処理するための一連の会計処理であり、退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したことなどの事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付をさし「退職一時金」と「企業年金」とに区別される。退職給付には様々な制度により運用されており、退職給付は様々な制度により運用されており、企業はその規定においてこれらの制度を組み合わせて退職金制度を設計・運用している。現在運用されている退職給付制度は以下の通りである。

わが国における退職給付制度と退職給付会計の範囲

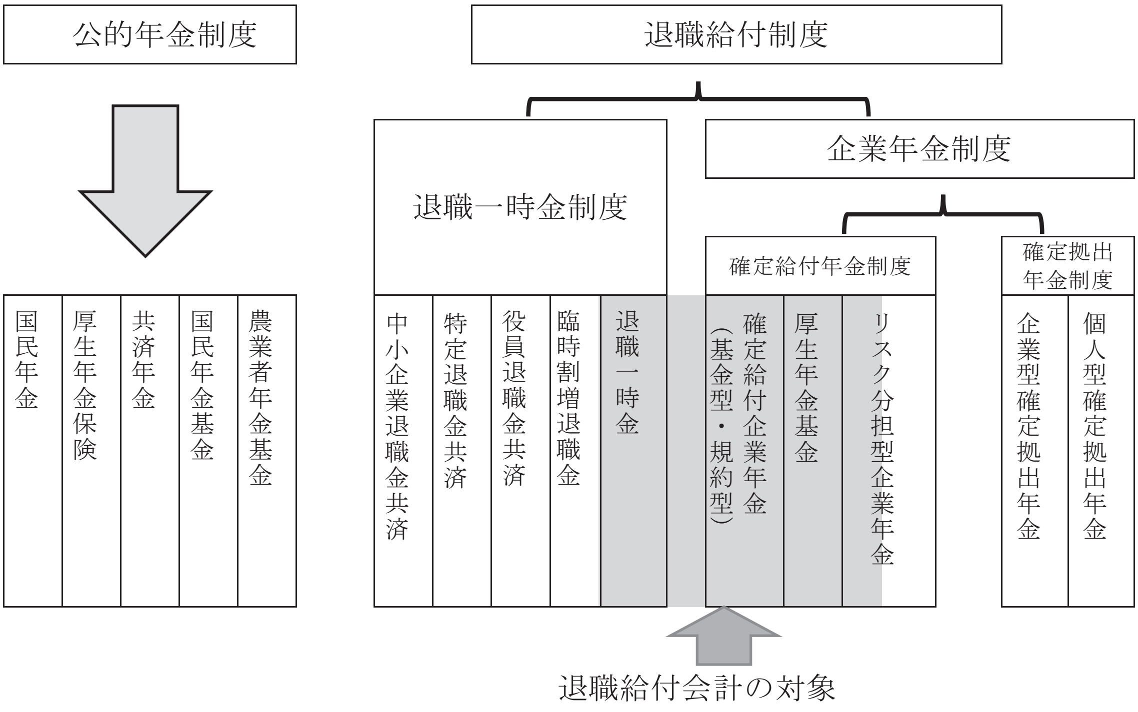

（出典）新日本有限責任監査法人『退職給付会計のしくみ』30 頁を参考に修正。

(1) 退職給付制度と退職給付会計の範囲と種類

退職一時金制度とは、退職時に企業の退職金規定にもとづき、会社の外部に資産も積立てを行わず企業内部の資金から、退職時に直接、退職した従業員へ退職金を一時で支払う制度であり、退職一時金は企業がその内部に準備すべき金額である。

退職一時金には早期退職制度やリストラ等に伴い支払われる「臨時割増退職金」、役員の退職時に支払われる「役員退職慰労金」、単独で退職一時金制度を持つことが困難な中小企業を対象とした「中小企業退職金共済」「特定退職金共済」「特定業異退職金制度」などがある。

「中小企業退職金共済」は、厚生労働省所管の独立行政法人の勤労者退職金共済機構が運

用する制度であり、中小企業の代わりに会社が掛金を負担し共済機構が退職金制度の管理・運用を行い、社員が勤労者退職金共済機構へ請求することにより、社員へ退職金が直接支給される制度である。中小企業が機構へ掛金を拠出することで制度の運用や支給の手間が省くことができ、従業員にとっても企業から分離して資産が管理運用されているので、万が一企業が倒産しても受給に影響されないという特徴がある。なお、中小企業退職金共済は、前頁の図表のように確定拠出年金制度（詳細は後述）のため、退職給付会計の対象外となる。

退職一時金は、将来支払う退職金の額の計算方法が確定し、将来企業が負担すべき金額があるため、退職給付会計の対象となる。よって退職給付会計を適用する場合、「現在までに発生している額」を負債に計上することになる。「現在までに発生している額」つまり、退職金の現在（期末時点）の要支給額がそのまま、貸借対照表の負債の部に、個別決算では「退職給付引当金」として、連結決算では「退職給付に係る負債」として計上される。ここでいう「現在までに発生している額」は要支給額であり、退職給付会計では「退職給付債務」といい、割引計算を用いて計算した退職給付に係る負債の時価となる。

企業年金制度は、企業が外部の年金基金などに積み立て、それを運用・管理し、年金基金などから退職者が退職金を受け取る制度であり、確定給付型と確定拠出型に大別できる。企業年金とは、一般的な年金のことであるが、いわゆる国民年金などの公的なものではなく、企業が独自に企業の外部に資産を積み立てて、そこから退職者に年金として支払われるものをいう。企業年金においては、現在の企業外部に積み立てた年金資産（年金掛金の積立て）が、現在の要年金支払額（退職金要支給額に相当）に対して、不足する場合にその不足分を負債に計上することになる。

厚生年金基金とは、厚生年金保険法に基づく法人である厚生年金基金が給付を行う制度である。この制度は、国が運用し退職者へ支払われる年金の一部を国に代わり、企業が加入する厚生年金基金で運用し、厚生年金基金から退職者へ支払う。ただし、平成 26 年 4 月に厚生年金基金制度が改正され、代行部分の年金積立資産が代行割れしている厚生年金基金は 5 年以内に解散するため、今後解散する基金の増加が予想される。年金財政計算書では、現在の年金資産の積立額と現在の要年金支払額が計上され、その不足額が明示される。

(2) 確定給付型制度と確定拠出型制度

確定給付企業年金制度とは、従業員の勤務期間や給与などに基づいて受け取る退職金の計算方法があらかじめ確定している退職給付制度のことである。会社と信託銀行・生命保険会社のような受託機関との契約を基礎とする規約型と、会社が独立した基金を設立して運用する基金型があり、確定給付企業年金法に基づいて実施される確定給付企業年金（基金型・規約型）や厚生年金基金をさす。確定給付企業年金制度では、将来退職者へ支払う退職金（年金）額の計算方法があらかじめ確定している。ただし、確定給付といえども、退職者各人の将来の給付額が確定しているわけではなく、確定しているのは、退職金の支給額を決定する

計算方法であることに留意されたい。

企業には、確定している計算方法によった額を将来支払いう義務があるため運用のリスクは企業が負う。従って運用利回りが当初の予定より低下した場合には、将来の掛金が増額され企業に追加負担が生じる可能性があるように企業の拠出額は運用次第によって変動する。退職給付会計は、企業が将来発生する可能性のある退職給付支給に必要な資金の不足額や、追加負担分について金額を明らかにして財務諸表に適切に反映させることを目的としている。したがって、退職給付制度を採用している場合には、将来発生する可能性のある追加負担分を計上する必要がある。

一方、確定拠出年金制度は、年金制度へ拠出する掛金があらかじめ確定しており、給付額は掛金拠出後の運用実績次第で変動する制度である。掛金は全額を企業が拠出するが、運用方法は加入者個人が決定してその年金資産の運用指図は各人ごとがおこなう。確定拠出年金制度は 2001 年にわが国に導入され、企業が運営主体になる企業型と国民年金基金連合会が運営主体となる個人型がある。従来、企業年金の主流であった適格退職年金の廃止や厚生年金基金の代行返上[16]が進む中で、選択肢の一つとして導入された。導入当初はそれまでの退職給付制度とは大きく異なるため、採用する企業はわずかであったが、運用リスクを企業が負わない点が注目され確定拠出年金制度を採用する企業は増加傾向にある。従って運用リスクは従業員が負う。確定拠出年金制度では、掛金が拠出されてから、将来退職し給付を受けるまでの期間、従業員個々人が運用に責任を持つことになるので運用次第で退職金の受給額が増減する。しかし従業員全員が運用の知識や経験があるわけではないので企業には従業員に対し教育を受けさせる義務が課されている。また、年金資産の運用方法にも企業が提案した中からの選択制となるため、企業が掛け金の支払い以外に何もしなくていいというわけではない。

このように確定拠出年金とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業がその掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わないため、確定拠出年金制度は退職給付会計の適用範囲には含まれない。この場合は、掛金の拠出時点に費用処理するのみという単純な会計処理となる。

---

[16] 厚生年金基金制度は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する代行支給と共に、企業の独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行うことにより従業員に対してより手厚い老後保障を行うことを目的として 1966 年に発足した。厚生年金基金制度は、わが国の主要な企業年金の 1 つとして普及し、1996 年には設立数が 1,883 とピークになったが、資産運用環境の悪化や高齢化および産業構造の変化などに伴う加入者減と受給者増などによる後発債務の発生、加入企業の事業環境の悪化に伴う掛金負担困難、退職給付会計の導入などにより、解散や代行返上を行う基金が増加し、2017 年 7 月時点では 70 までに減少している。

代行返上は、2002 年の確定給付企業年金法の施行により老齢厚生年金の代行部分を国に返上することが認められるようになったものである。代行返上をする場合で、厚生年金基金制度について貸借対照表上、退職給付債務を認識している場合には、将来分返上許可、過去分返上許可および返還に関して会計処理を行う。（Pwc あらた有限責任監査法人編『退職給付会計の実務マニュアル』252 ～ 253 頁。）

(3) 退職給付会計の基本的な会計処理

退職給付会計では、退職給付債務（退職一時金および退職年金に係る債務）から年金資産（退職年金の支払いに充当させるために年金基金などに預けてある資産）を控除した正味の債務額を「退職給付引当金」として計上する。

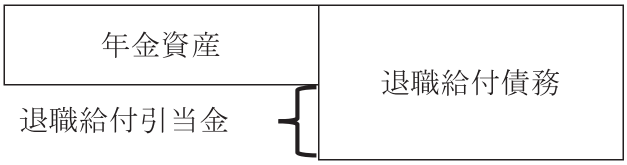

(4) 退職給付会計の実務

確定給付型制度の会計処理は、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上し、年金資産の金額が退職給付債務を超える場合には資産として計上する。また、損益計算書に計上される退職給付費用は次のように算定する。

退職給付費用＝勤務費用＋利息費用－期待運用収益
＋数理計算上の差異に係る当期の費用処理額
＋過去勤務費用に係る当期の費用処理額

さらに、数理計算上の差異の当期発生額および過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分はその他の包括利益に含めて計上する。その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

退職給付債務とは、将来の退職給付見込額のうち、当期までに発生したと認められる部分の現在価値であるが、この退職給付見込額の捉え方により次の 3 種類の概念に分けられる。

① PBO（予測給付債務：Projected Benefit Obligation）：すべての従業員が当期末までに提供した労働に対する退職給付を将来の従業員への支給額上昇にかかる影響額を加味して計算した割引現在価値

② ABO（累積給付債務：Accumulated Benefit Obligation）：すべての従業員が当期までに提供した労働に対する退職給付を現在の従業員への支給額で計算した割引現在価値。

③ VBO（確定給付債務：Vested Benefit Obligation）：すでに受給権を有する従業員が、当期末までに提供した労働に対応する退職給付を現在の従業員への支給額で計算した割引現在価値。

このうちわが国に導入されたのは PBO（予測給付債務）である。なお、年金制度の負債には数理債務があるが、例えば確定給付企業年金の現在価値（収入現価）の差額であり、将来にわたって年金支給を行うために必要な額のうち、将来の標準掛金収入で賄いきれない部分として準備しなければならない年金財政上の負債のことであり、退職給付債務とは別の概念である。

退職給付債務の概念

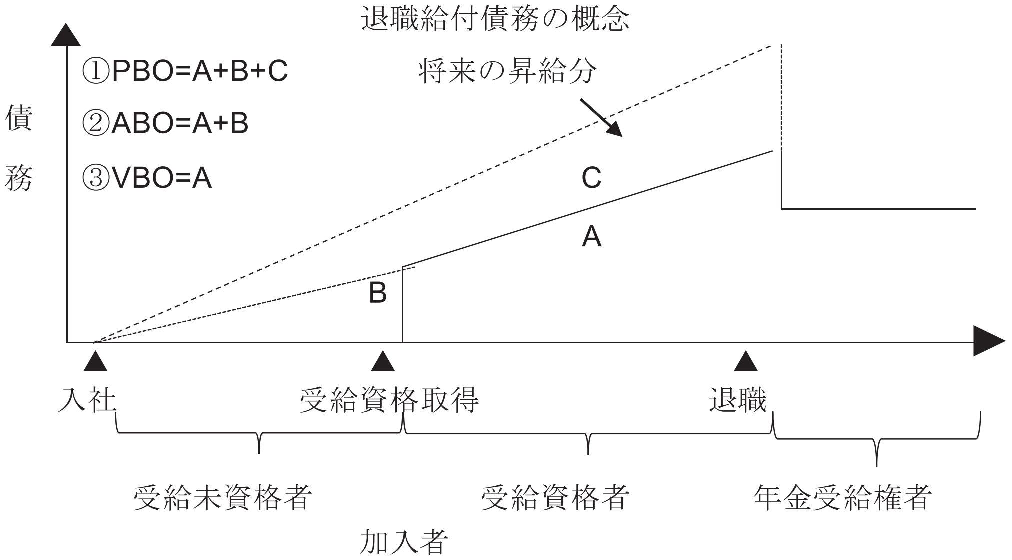

（出典）『DC プランナー教本 2017 年度版第 1 分冊』、159 頁より引用、加筆、修正。

退職給付債務は次の手順により算定する。

1）退職給付見込額（退職時に見込まれる退職給付の総額）の計算

2）割引率の決定

3）退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額に対して、割引率を用いて割引率計算

退職給付債務の算定

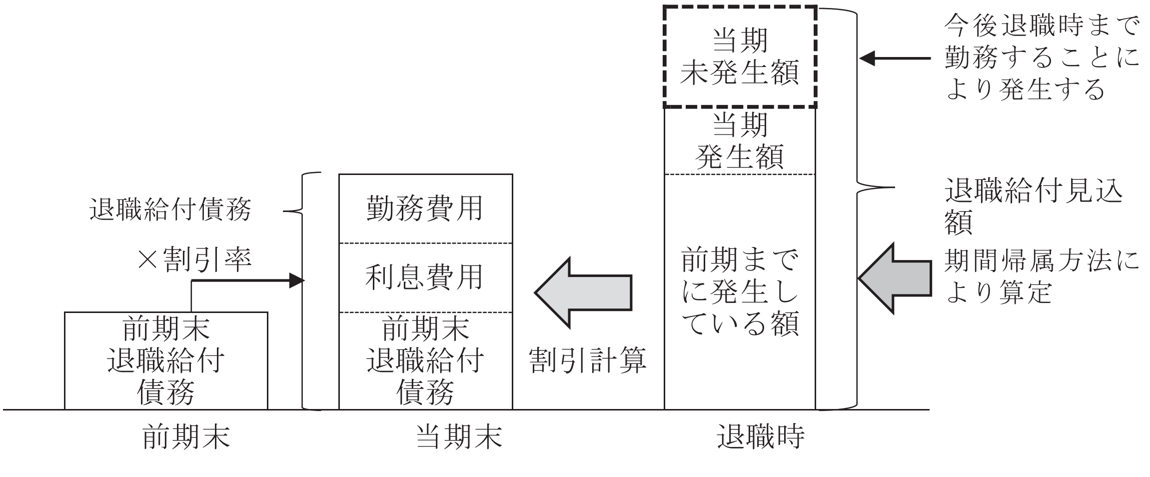

（出典）本田直誉（2016）『これならわかる会計基準』162 頁より加筆・修正。

退職給付見込額は、様々な退職事由を想定した予想退職期ごとに従業員に支給される一時金の見込額や、退職時点における年金現価の見込額に、退職率や死亡率を加味して計算する。退職給付見込額には、予想される昇給や、年金加算金、資格加算金など、臨時に支給される退職給付を、退職給付見込額の計算に含める必要がある。

退職給付見込額のうち、当期末までに発生したと認められる額は、期間帰属方法、すなわ

ち次に解説する「期間定額基準」または「給付算定式基準」のいずれかを選択して算定し、継続的に適用する必要がある。

期間定額基準とは、退職給付見込額について全勤務期間で割り返した額を各期の発生額とする方法をいう。期間定額基準によれば、各期に発生する金額をある程度予測することが可能で、各期に均等に配分されることから損益に与える影響が平準化されるなどのメリットがある。ただし、IFRS では認められていない方法であるため、IFRS を適用する際には給付算定基準により計算する必要があることから、事務負担が重くなる可能性がある。

給付算定式基準とは、退職給付制度の給付算定基準に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づいて見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法をいう。

従来の賃金体系では勤務年数が多くなるにつれて賃金カーブが上昇することがあり、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準になるときには、勤務期間における退職給付の金額上昇率が一定となるように補正する必要がある。ただし実務上は何をもって「初期よりも著しく高い水準」に該当するのか画一的な基準がないため、個々の状況を踏まえて検討する必要がある。

(5) 退職給付債務

退職給付債務とは、退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいう。退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。なお、退職給付債務は原則として個々の従業員ごとに算定する。また、退職給付見込額は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因（予想される昇給など）を考慮して見積もらなければならない。退職給付見込額のうち、期末までに発生したと認められる額は「期間定額基準」または「給付算定式基準」のいずれかの方法により算定するが、ここでは期間定額基準について説明する。

期間定額基準の計算手順は以下の通りである。

① 退職給付見込額の算定

② 退職給付見込額のうち当期までの発生額の算定

$$\text{退職給付見込額のうち当期末までの発生額} = \text{退職給付見込額} \times \frac{\text{入社時から当期末までの勤務時間}}{\text{入社時から退職時までの勤務時間}}$$

③ 退職給付債務の算定

$$\text{退職給付債務} = \text{退職給付見込額のうち当期末までの発生額} \times \frac{1}{(1+\text{割引率})^{\text{残存勤務期間}}}$$

尚、割引率とは退職給付債務などを計算するにあたり、退職給付見込額を現在価値に割引計算する際に用いられる率をいう。割引率は、安全性の高い債券（国債など）の利回りを基

礎として決定する。

勤務費用とは、当期における労働の対価として、退職給付見込額のうち当期に発生（増加）したと認められる額を割り引いて計算する。「期間定額基準」による計算手順は次の通りである。

勤務費用の計算手順は以下の通りである。

① 退職給付見込額の算定

② 退職給付見込額のうち当期の発生額の算定

$$\text{退職給付見込額のうち当期の発生額} = \text{退職給付見込額} \times \frac{1}{\text{入社時から退職時までの勤務時間}}$$

③ 勤務費用の算定

$$\text{勤務費用} = \text{退職給付見込額のうち当期の発生額} \times \frac{1}{(1+\text{割引率})^{\text{残存勤務期間}}}$$

＊従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、従業員から拠出額を勤務費用から控除する。

利息費用とは、割引計算により算定された期首の退職給付債務について、期末時点までの時の経過により発生する計算上の利息であり、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。利息費用の計算式は、利息費用＝期首退職給付債務×割引率にて算定する。

(6) 年金資産

年金資産とは、企業年金制度を採用している企業が退職給付に充当するために外部の厚生年金基金などに積み立ている資産である。

年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額）により計算する（年金資産＝期末における時価）。年金資産は、厚生年金基金などにおいて運用されているので、期首の年金資産は期末において、運用収益分だけ増加するはずである。「期待運用収益」とは、年金資産の運用により生じる合理的に期待される計算上の収益であり、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて計算する（期待運用収益＝期首の年金資産×長期期待運用収益率）。

退職給付会計では、退職給付債務から年金資産を控除した正味の債務額を「退職給付引当金」として計上するため、時間の経過や実際の取引により退職給付債務と年金資産が増減すると、結果として「退職給付引当金」がどのように増減するかを考えながら処理することが重要である。

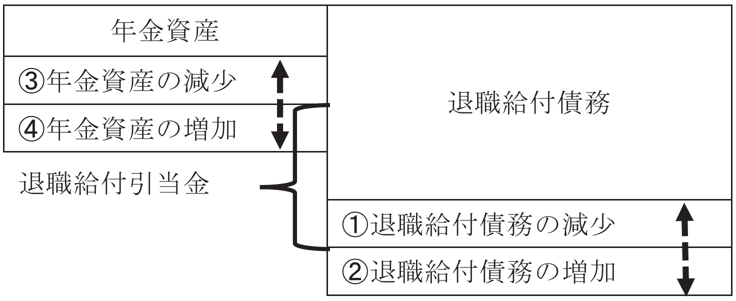

① 退職給付債務の減少＝退職給付引当金の減少
② 退職給付債務の増加＝退職給付引当金の増加
③ 年金資産の減少＝退職給付引当金の増加
④ 年金資産の増加＝退職給付引当金の減少

A 見積りによる退職給付費用の計上：

- 勤務費用⇒退職給付債務の増加＝退職給付引当金の増加
  - 時間の経過により退職給付債務は勤務費用分だけ増加するため、退職給付引当金を増加させる。
- 利息費用⇒退職給付債務の増加＝退職給付引当金の増加
  - 時間の経過により退職給付債務は利息費用分だけ増加するため、退職給付引当金を増加させる。
- 期待運用収益⇒年金資産の増加＝退職給付引当金の減少
  - 時間の経過により年金資産は期待運用収益分だけ増加するため、退職給付引当金を減少させる。

◆ 見積りによる退職給付費用

⇒「勤務費用」「利息費用」「期待運用収益」は、期首時点の見積りにより計算し計上するため「勤務費用（+）」、「利息費用（+）」、「期待運用収益（－）」をまとめて正味金額のみを計上することが一般的である。

退職給付費用

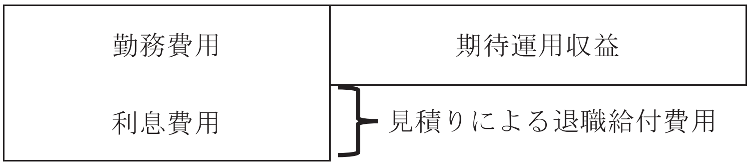

B 年金掛金の拠出⇒年金資産の増加＝退職給付引当金の減少

➢ 年金基金などに掛金を拠出した場合には、年金資産が増加するため、退職給付引当金を減少させる。

C 退職一時金の支給⇒退職給付債務の減少＝退職給付引当金の減少

➢ 従業員の退職時に、企業が退職一時金を支給した場合には、退職給付債務が減少するため、退職給付引当金を減少させる。

D　退職年金の支給⇒退職給付債務の減少＝退職給付引当金の減少

年金資産の減少＝退職給付引当金の増加

➢ 従業員の退職後に、年金資金などから退職年金が支給された場合には、退職給付債務が減少するために退職給付引当金が減少するが、年金資産も減少するため退職給付引当金が増加する。したがって、同額の退職給付引当金が増減するため、実際は相殺される。

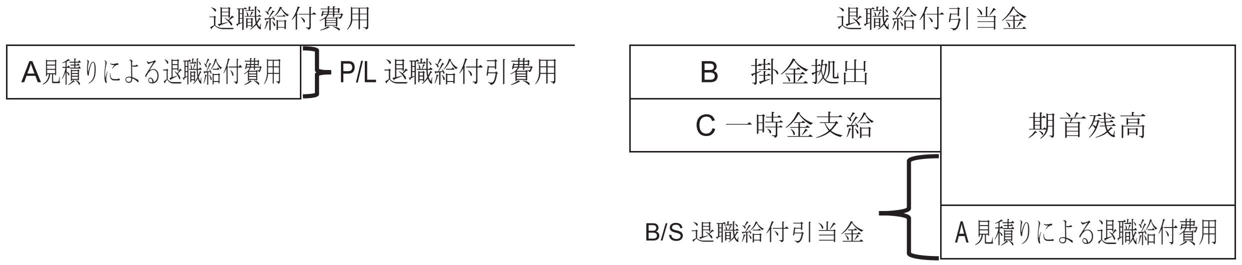

● 数理計算上の差異：

数理計算上差異とは、退職給付会計において、勤務費用、利息費用および期待運用収益の金額を期首時点の見積数値により計算して計上することから、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異および見積数値の変更などにより差異が発生することをいう。

数理計算上の差異は、退職給付会計用貸借対照表（年金資産および退職給付債務を整理するための一覧用）により求めた期末年金資産および期末退職給付債務の金額と期末における年金資産の実際残高（時価）および新たな数値で計算しなおした退職給付債務との差額で計算する。

退職給付会計用貸借対照表

期末年金資産の時価	期首年金資産	×××	期首退職給付債務	×××	期末退職給付債務の新たな見積額
	期待運用収益	+ ×××	勤務費用	+ ×××	
	掛金拠出	+ ×××	利息費用	+ ×××	
	年金支給	△ ×××	一時金支給	△ ×××	
数理計算上の差異	期末年金資産	×××	年金支給	△ ×××	
			期末退職給付債務	×××	
			数理計算上の差異		

E　数理計算上の差異の費用処理（償却）

数理計算上の差異が生じた場合には、数理計算上の差異を費用処理し、退職給付引当金の残高を修正しなければならない。数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額（定額法）を毎期費用処理しなければならない。

$$\text{＊数理計算上の差異の費用処理（償却額）} = \frac{\text{数理計算上の差異}}{\text{平均残存勤務期間}}$$

＊尚、数理計算上の差異の発生額のうち費用処理されていない部分を未認識数理計算上の差異という。

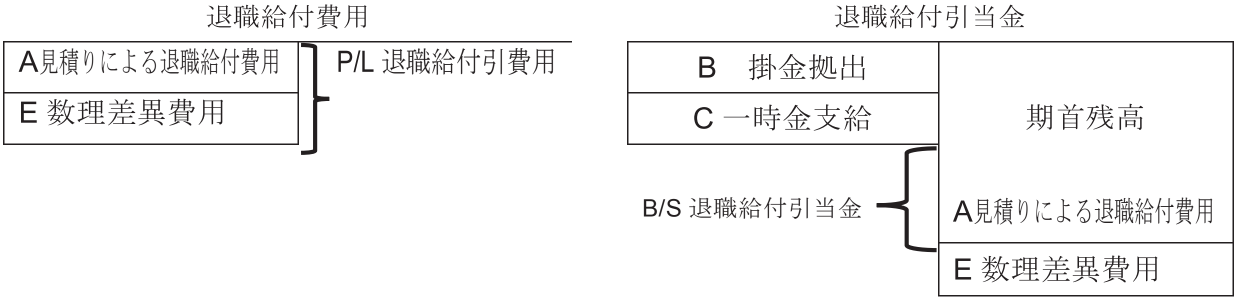

（7）表示

退職給付引当金および退職給付費用は次のように表示する。

項目	表示科目	表示区分
退職給付引当金	貸借対照表「退職給付引当金」	「固定資産」
勤務費用・利息費用・期待運用収益	損益計算書「退職給付費用」	「販売費及び一般管理費」（製造業に係るものは製造原価）
数理計算上の差異の費用処理額		
過去勤務費用の費用処理額		

損益計算書に計上される退職給付費用は以下のとおりである。

退職給付費用の項目と内容

	項目	内容
+	勤務費用	従業員の勤続期間に対応して企業が認識すべき費用
+	利息費用	割引計算によって計算された期首時点の退職給付債務について、期末のまでの時間の経過によって発生したと考えられる計算上の利息額
±	期待運営収益	年金資金として運用されている資産の運用法に見合って期待できる収益
±	数理計算上の差異当期費用	退職給付見込計算の基礎となる退職率などの見込と実際との際に基づく差額の当期負担分
±	過去勤務費用当期費用分	退職給付制度の変更に伴って発生する退職給付債務の差額の当期負担額
+	会計基準変更時差異	従来の主に税法基準で計上された「退職給付引当金」と退職給付会計適用初年度（平成12年4月）の「退職給付引当金」との差額。積立不足額であり、15年以降の一定年数で償却することが認められている。

合計　　＝退職給付費用

財務諸表の開示

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td>個別</td><td>連結</td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸借対照表</td><td rowspan="2">積立状況を示す額*1</td><td>負債の場合</td><td>【固定資産】
「退職給付引当金」</td><td>【固定負債】
「退職給付に係る負債」</td></tr>
<tr><td>資産の場合</td><td>【固定負債】
（投資その他の資産）
「前払年金費用」</td><td>【固定資産】
（投資その他の資産）
「退職給付に係る負債」</td></tr>
<tr><td colspan="2">未認識数理計算上の差異
未認識過去勤務費用</td><td></td><td>【純資産】
（その他の包括利益類型額）
「退職給付に係る調整累計額」</td></tr>
<tr><td colspan="3">損益計算書</td><td colspan="2">【売上原価】の一部　または
【販売費および一般管理費】「退職給付費用」*2</td></tr>
<tr><td colspan="3">包括利益計算書</td><td></td><td>【その他の包括利益】
「退職給付に係る調整額」</td></tr>
</table>

（出典）新日本有限責任監査法人『退職給付会計のしくみ』144 頁より抜粋。

5 節　おわりに

最近の退職給付会計の動向として、2015 年 6 月 30 日に閣議決定された「『日本再興戦略改訂』2015」に基づき制度化された新たな確定給付企業年金の仕組みであるリスク分担型企業年金がある。この新たな仕組みは、運用リスクを事業主と加入者で分担するもので、確定給付企業年金と確定拠出年金制度の両方の制度の性質を併せもつ年金としてハイブリッド型企業年金制度と呼ぶ。導入の目的として、企業が企業年金を実施しやすい環境の整備することと、確定給付企業年金について、財政の悪化時に想定される積立不足の範囲であらかじめ積み立てを行っておくことができ、リスク負担の平準化を目的として、リスク対応掛金の設定が認められた。退職給付会計では、リスク分担型企業年金は企業が追加掛金の拠出義務を実質的に負っていないとして、確定拠出制度に分類されているが、その詳細を財務諸表の注記にて説明が求められている。

リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）のポイント

リスク分担型企業年金のイメージ図

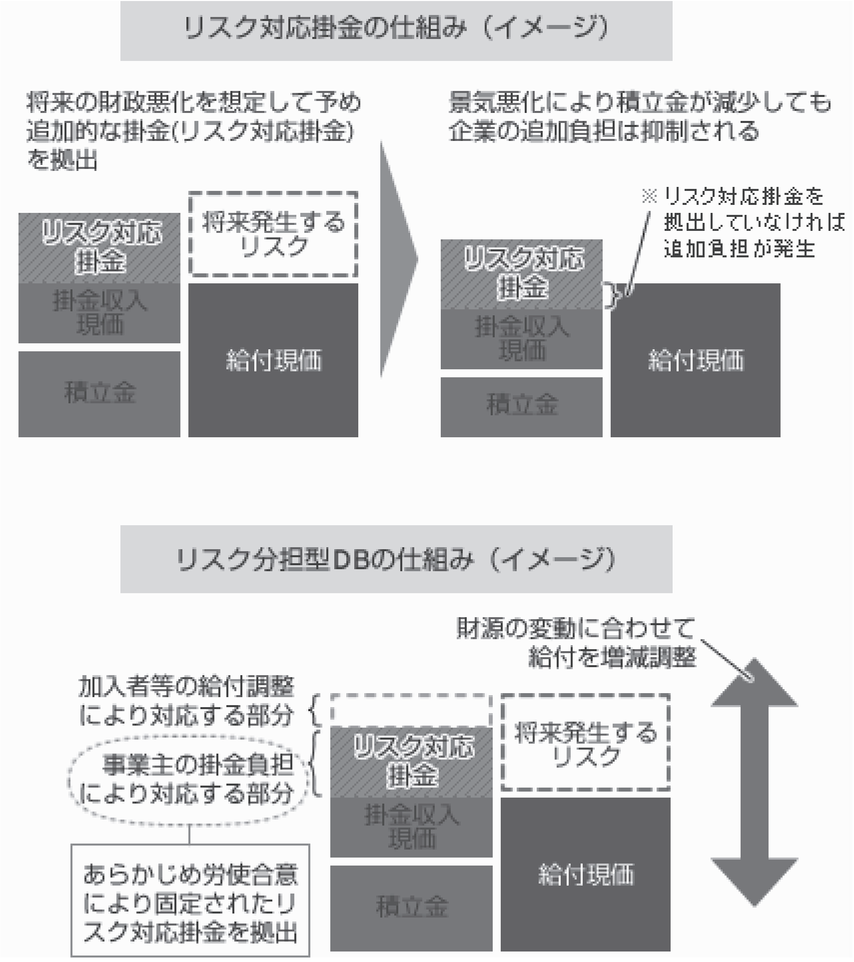

（出典）浅井哲史「企業会計ナビ 会計情報トピックス」新日本有限責任監査法人、2016 年 6 月 8 日。
（https://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/accounting-topics/2016/2016-06-08.html）

確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度との違いは、掛金と運用収益で賄われる給付額のうち、前者は給付の算定方式が、後者は掛金の算定方式があらかじめ定められているということである。運用収益は必ず変動するので、給付額も掛金も変動することになる。年金制度のコストは、本来給付と運用収益で決まるので、確定給付企業年金では予定していた運用収益を確保できなければ追加の掛金負担が発生し会計上の費用も増加する。運用環境が低迷している場合には追加負担が発生しているケースも多くあるが、堅調な運用をしている場合には掛金や会計上の費用が減少する状況もありえる。これに対し、確定拠出年金の掛け金や会計上の費用はあらかじめ定められており､基本的に変化しない｡したがって運用収益によって確定給付年金では費用が増減し、確定拠出年金では給付額が変動するということである。

どちらを選択しても経済状況による運用リスクを回避することは難しいため、企業はリスクを財務諸表に開示することが求められるのである。

（石田万由里）

【参考文献】

Pwcあらた有限責任監査法人編『退職給付会計の実務マニュアル第2版』中央経済社、2017年9月15日。

秋山輝之『退職金制度の教科書』株式会社労務行政、2016年10月15日。

浅井哲史「企業会計ナビ 会計情報トピックス」新日本有限責任監査法人、2016年6月8日。https://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/accounting-topics/2016/2016-06-08.html

伊藤邦雄責任編集、伊藤邦雄・徳賀芳弘・中野誠著『年金会計とストック・オプション』中央経済社、2004年12月10日。

今福愛志『年金の会計学』新生社、2000年7月10日。

きんざいファイナンシャル・プランナーズ・センター『DCプランナー教本　2017年度版第1分冊』株式会社きんざい、2017年6月24日。

財団法人　企業財務制度研究会『COFRI実務研究叢書　年金会計』中央経済社、1999年2月15日。

新日本有限責任監査法人編『退職給付会計のしくみ第2版』中央経済社、2017年3月1日。

堤一浩『現代年金会計論』森山書店、1991年7月。

本田直誉(2016)『これならわかる会計基準』日本実業出版社、2016年4月1日。

三菱UFJ信託銀行FAS研究会『米国の企業年金会計基準』白桃書房、2008年2月16日。

〈補足〉

退職給付会計導入で連結税引き前損益への影響が大きかった企業上位 10 社

（単位：億円）

順位	社名	影響額	税引き前損益
1	富士通㈱	▲4,380	1,576
2	トヨタ自動車㈱	▲3,928	8,641
3	日本電信電話㈱(NTT)	▲3,301	11,692
4	三菱重工業㈱	▲1,650	▲51
5	日本通運㈱	▲1,317	▲458
6	住友電気工業㈱	▲1,190	733
7	三菱自動車工業㈱	▲1,176	▲4,073
8	㈱デンソー	▲900	1,073
9	新日本製鐵㈱*	▲864	494
10	旭硝子㈱	▲855	604

*　2012 年 10 月 1 日より住友金属工業㈱と合併し「新日鐵住金㈱」に商号変更した。

（出典）2001 年 7 月 18 日日本経済新聞朝刊より，抜粋・修正・加筆。

退職給付会計導入による連結経常利益の増減比較

（単位：億円）

	経常利益増加企業上位10社			経常利益減少企業上位10社		
順位	社名	影響額	経常損益	社名	影響額	経常利益
1	東京ガス㈱	133	669	日本電信電話㈱(NTT)	▲942	7,260
2	三菱自動車工業㈱	108	▲941	東京電力ホールディングス㈱	▲795	3,310
3	三井住友海上火災保険㈱*1	98	272	東日本旅客鉄道㈱(JR東日本)	▲483	1,340
4	日本ユニシス㈱	87	94	日産自動車㈱	▲350	2,823
5	三菱重工業㈱	75	632	九州電力㈱	▲347	974
6	日本たばこ産業㈱(JT)	64	1,321	中部電力㈱	▲296	1,553
7	日本通運㈱	53	426	東海旅客鉄道㈱(JR東海)	▲205	724
8	日本鋼管㈱(NKK)*2	52	430	トヨタ自動車㈱	▲196	9,723
9	東京急行電鉄㈱	45	236	東北電力㈱	▲162	1,301
10	清水建設	44	495	㈱静岡銀行	▲141	299

（出典）2001 年 7 月 18 日日本経済新聞朝刊より、抜粋・修正・加筆。

*1　2008 年 4 月 1 日より「三井住友海上グループホールディングス㈱」を経て，2010 年 4 月 1 日より、あいおい損害保険㈱, ニッセイ同和損害保険㈱との経営統合により「MS ＆ AD インシュアランスグループホールディングス」に商号変更した。

*2　2002 年 9 月 27 日に日本鋼管㈱ (NKK) と川崎製鉄㈱と経営統合し、「JFE ホールディングス㈱」となった。

〈わが国の会計基準の改正〉

2012 年 5 月 10 日、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表された。改正点は以下の通りである。

退職給付に係る新しい国内会計基準の概要

		国内基準
名称等の表示の変更		「退職給付に係る負債*」「退職給付に係る資産*」「過去勤務費用」 「長期期待運用収益率」
貸借対照表上における即時認識		・退職給付債務と年金資産との差額をすべて貸借対照表に記載 ・当期に発生した未認識項目はその他の包括利益による即時認識
退職給付債務計算の見直し	期間帰属の方法	次のいずれかを選択できる 期間定額基準 給付算定式基準（著しい後加重がある場合は均等修正を行う）
	割引率	複数の割引率，あるいは単一の加重平均割引率を使用
注記事項		開示項目を拡充
適用時期		・2013年4月開始の事業年度末から適用（早期適用可） ・退職給付債務の計算等については2014年4月（期首）から適用（早期適用可）

＊連結財務諸表にのみ適用

（出典）『DC プランナー教本 2017 年度版第 1 分冊』，153 頁より抜粋。

退職給付に係る新しい国内会計基準の概要

変更前	変更後	
退職給付引当金	退職給付に係る負債	貸借対照表上における計算方法の変更により「引当金」「費用」という名称がそぐわなくなったもの
前払年金費用	退職給付に係る資産	
過去勤務債務	過去勤務費用	年金財政計算上の「過去勤務債務」とはことなることを明瞭化（取り扱いは従来どおり）
期待運用収益率	長期期待運用収益率	退職給付の支払に充てられるまでの期間（長期）にわたる期待に基づくことを明確化（取り扱いは従来どおり）

＊連結財務諸表にのみ適用

（出典）『DC プランナー教本 2017 年度版第 1 分冊』、154 頁より抜粋。